

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横420mm 以上、縦297mm 以上)

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。<sup>注)</sup>

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:				発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
調査終了年月日		年月日		氏名又は名称(法人にあつては代表者の氏名)	
看板表示日		年月日			
解体等工事期間		年月日 ~ 年月日			
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間		年月日 ~ 年月日			
調査方法の概要(調査箇所)				住所	
【調査方法】 【調査箇所】					
調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)				住所	
【石綿含有あり】   【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照					
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法				現場責任者氏名	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法		除去・その他		連絡場所 TEL	
特定粉じんの排出または飛散の抑制方法				を石綿作業主任者に選任しています。 調査者(分析等の実施者) 氏名又は名称 【事前調査・試料採取を実施した者】  【分析を実施した者】	
使用する資材及びその種類					
備考:その他の条例等の届出年月日				その他必要な事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された ○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
文京区建築物の解体工事の事前周知等に関する指導要綱( 年 月 日届出)					

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合